

参考資料

年金個人情報について

1. 年金個人情報の特性

- ◎ 過去の職歴や報酬などプライバシー性が非常に高い情報。
- ◎ 年金を受給する権利や給付額に直結する、個人の権利性が非常に強い情報。
- ◎ 年金を受給する権利を取得するまでの間、適正かつ超長期的な管理が必要な情報。

2. 年金個人情報の範囲

	国民年金原簿の記載事項 (国民年金法第14条・同規則第15条)	厚生年金保険法の原簿の記載事項 (厚生年金法第28条・同規則第89条)	その他の保有個人情報 (実行上)
法律事項	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失 ③種別の変更 ④保険料の納付状況 ⑤基礎年金番号	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失年月日 ③標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額) ④基礎年金番号	○共済組合員情報 ・基礎年金番号 ・氏名、生年月日、住所、性別 ・共済組合コード・資格情報 ・被扶養配偶者情報 ・年金受給情報記録
省令事項	⑥性別 ⑦生年月日 ⑧住所 ⑨給付に関する事項 ⑩保険料の免除に関する事項 ⑪国民年金基金の加入年月日	⑤生年月日 ⑥住所 ⑦被保険者の種別 ⑧基金の加入員であるかないかの区別 ⑨事業所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称 ⑩基金の名称 ⑪賞与の支払年月日 ⑫保険給付に関する事項	○雇用保険情報ファイル ・雇用保険被保険者番号 ・基本手当支給記録 ○一号被保険者所得情報 (市町村から入手) 等

(参考)国民年金法及び厚生年金保険法に規定する原簿の「記録」

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

(国民年金原簿)

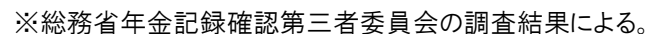
第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

(記録)

第二十八条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)、基礎年金番号(国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

内閣府 情報公開・
個人情報保護審査会



行政機関個人情報保護法に基づく訂正手続きと 総務省年金記録確認第三者委員会の仕組みの特性

行政機関個人情報保護法に基づく訂正

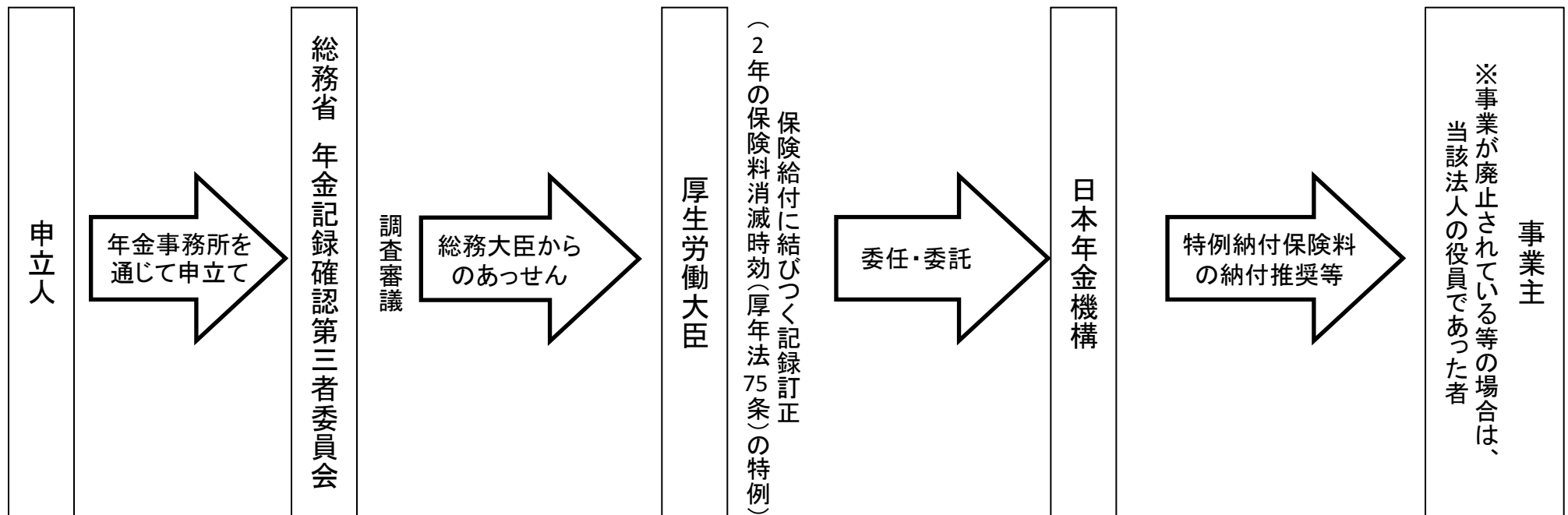
- 法的に明確な根拠あり
 - 訂正請求権(第27条)
- 不服申立て可能(内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問)
- 開示請求を経た上で訂正請求を行う
- 自己の個人情報の訂正を行うものであり、直接的には、年金制度の処分の見直しは義務づけていない

総務省年金記録確認第三者委員会の仕組み

- 申立人に代わって関係機関及び関係人等に調査を行う
 - 解散した事業所の元事業主や元同僚なども調査
- 「明らかに不合理ではなく、一応確からしい」という基準(疎明レベル)による審議
- 保険料徴収時効が完成していても給付に結びつける仕組みあり
 - 事業主が、被保険者負担の保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料納付の義務を履行したことが明らかでない場合、厚生年金保険法第75条(保険料徴収時効に係る保険給付の規定)の特例を定める厚生年金特例法(別紙参照)を適用可能
- 非あつせん事案に関して、不服申立て手続きは存在せず(新たな資料や情報が見つかった場合、再申立ては可能)、また申立てに係るあつせんの取消しを求める訴えは却下される傾向

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」について

- 事業主が、被保険者負担の保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料納付の義務を履行したことが明らかでない場合（いわゆるネコババ事案）について救済するため制定。
- 保険料納付の時効（2年間）消滅後であっても、事業主は納めるべきであった保険料（特例納付保険料）を納付することができる。
- 納付義務を履行していないことが明らかであって、納付しない場合には事業所名が公表される。



総務省年金記録確認第三者委員会における調査審議について

＜年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針(平成19年7月10日 総務大臣決定)より抜粋＞

- ◆ 申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料(納付事実等を推認するに足る証拠)及び周辺事情(証拠ではないが判断に資する事情)を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- ◆ 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」(疎明レベル)とする。
- ◆ 前記判断を行うに当たっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。(別表1～3は参考資料2を参照)

調査審議の流れ

【厚生年金事案】
申立て

年金事務所

- 申立ての受付・申立概要の聴取
- 関連資料の収集等
 - 【申立人所持資料】 給与明細、源泉徴収票、辞令など
 - 【事業所保管資料】 賃金台帳、人事記録、資格得喪確認通知書など
 - 【関連制度の資料】 雇用保険被保険者情報、厚生年金基金加入記録など
 - 【厚生労働省保管資料】 紙台帳、オンライン記録など

送付

年金記録確認第三者委員会

- 委員会事務室における調査
- 申立人に対する聴取(勤務実態、保険料控除の状況など)
 - 同僚・上司に対する聴取(申立人の勤務実態、当時の厚生年金適用状況など)
 - 事業主に対する調査(申立人に係る保険料控除、届出・保険料納付の有無、当時の厚生年金適用状況など)
 - 必要に応じて関連資料の収集(同僚等の年金記録、戸籍・住民票、商業・法人登記簿など)

付議

再調査指示

委員会審議

- ①事業主による届出・保険料納付
 - 事業主による届出・保険料納付があったと認められる。
 - 事業主による届出・保険料納付があったと認められない。
- ②保険料控除
 - 保険料控除があったと認められる。
 - 保険料控除があったと認められない。
- ③事業主による保険料納付義務
 - 標準報酬月額の特定
 - 事業主による保険料納付義務の履行は不明
 - 事業主による保険料納付義務の履行はなかった

総務大臣

厚生法によるあつせん

特例法によるあつせん
(納付不明)

特例法によるあつせん
(納付なし)

記録訂正不要

厚生労働大臣

【国民年金事案】
申立て

年金事務所

- 申立ての受付・申立概要の聴取
- 関連資料の収集等
 - 【申立人所持資料】 年金手帳、確定申告書、家計簿など
 - 【市町村保管資料】 市町村被保険者名簿など
 - 【厚生労働省保管資料】 国民年金被保険者台帳、オンライン記録など

送付

年金記録確認第三者委員会

- 委員会事務室における調査
- 申立人からの聴取
 - ・国民年金に加入した経緯、加入手続の状況
 - ・保険料を納付した時期、場所、金額、納付方法
 - ・一緒に納付していた者の有無など
 - 配偶者、同居親族の加入・納付状況の確認
 - 家族などに対する聴取(申立人の国民年金の加入・納付状況など)
 - 市町村に対する調査(当時の保険料徴収方法(例えば、集金組織の有無など)の確認)
 - 申立人その他からの関連資料の収集(戸籍謄本、預金通帳、市町村の広報誌など)

付議

再調査指示

委員会審議

- 国民年金保険料の納付の有無
- ・確定申告書、家計簿等に保険料相当額の記載がないか
 - ・申立期間は短期間か、配偶者、同居親族は納付済みか
 - ・申立内容が、当時の事務取扱と一致するかなど様々な要素を考慮

国民年金保険料を納付していたと認められる。

国民年金保険料を納付してないと認められない。

総務大臣

あつせん

記録訂正不要

厚生労働大臣

年金記録確認第三者委員会の概要

- 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、年金記録確認第三者委員会を総務大臣の下に設置。
(平成19年6月22日)
委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせん(※1)を行い、厚生労働省(日本年金機構)はこれを尊重して記録を訂正。

※1 総務省設置法(第4条第21号)に基づくあっせん「各行政機関の業務(中略)に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事」

- 判断及びあっせん案の作成に当たっては、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準としている。(疎明レベル)

(1) 年金記録確認中央第三者委員会

① 役割

- i) 年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定 (平成19年7月10日総務大臣決定)
- ii) 各地方委員会があっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成

② 設置場所:総務省本省

③ 委員:30人以内 (委員長:高野利雄弁護士(元名古屋高等検察庁検事長))

(2) 年金記録確認地方第三者委員会

① 役割:個別の苦情あっせん案の作成

② 各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局 (全国9か所)

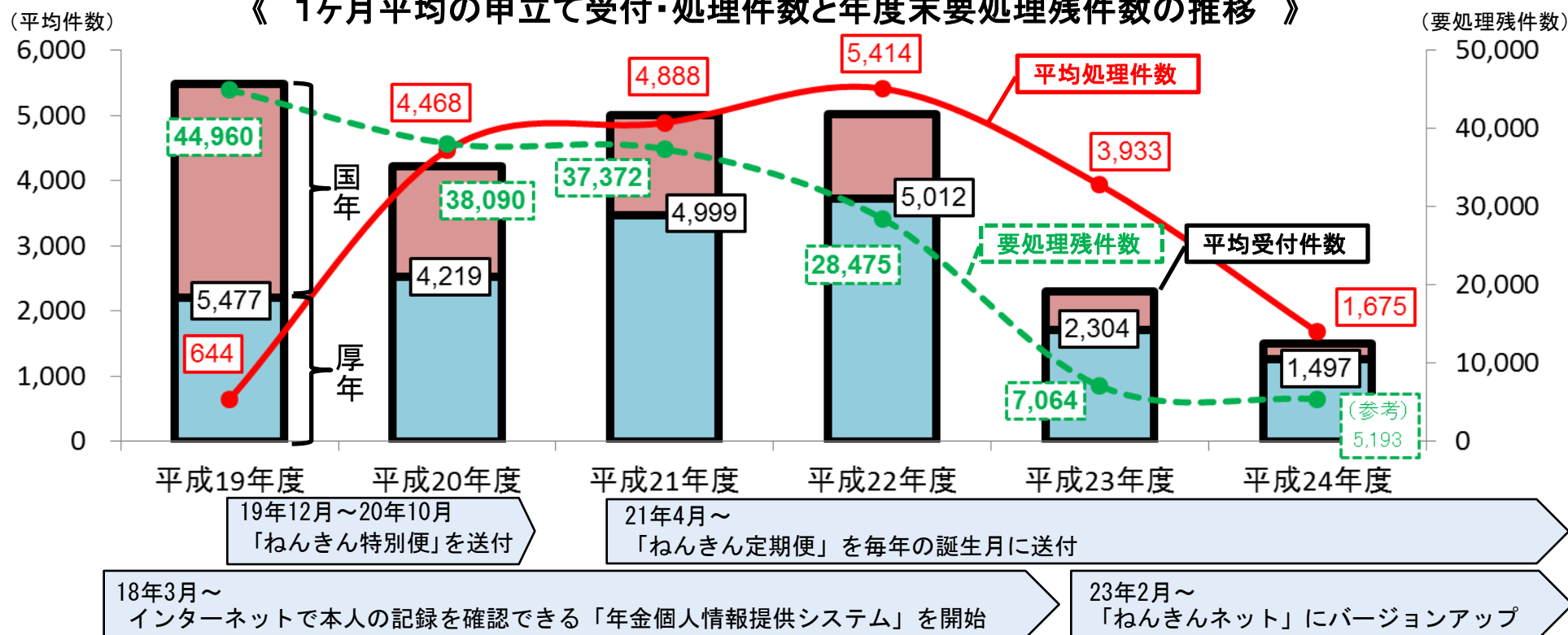
③ 委員:各地方委員会ごとに以下のとおり

- ・関東 : 150人以内
- ・中部、近畿 : 40人以内
- ・北海道 : 30人以内
- ・東北、中国、四国、九州、沖縄: 20人以内

第三者委員会発足以降の申立ての受付件数と処理状況

- 第三者委員会発足以降、これまで約 26万件（約 12万件の記録回復）の申立てを処理（平成24年12月）。
- 年金記録訂正に係る月平均の申立て受付件数については、近年低下傾向。
〔平成21年12月分 8,318件（ピーク）→ 平成24年9月分 1,130件〕
- 申立て事案の多くは、厚生年金事案が中心となっている。
- 年金記録訂正に係る要処理残件数は、大幅に減少。
〔① 平成22年度末の約28,500件は、23年度末では約7,000件に減少
② 平成19年度末（約45,000件）に比して23年度末では約16%まで減少〕

《 1ヶ月平均の申立て受付・処理件数と年度末要処理残件数の推移 》



- (注)
- 棒グラフ濃い部分が国民年金、薄い部分が厚生年金に係る事案の受付件数(月平均)を示している。
 - 折れ線グラフの実線部分は、年金事務所(回復基準)・第三者委員会の処理件数(月平均)を示している。
 - 点線部分は各年度末の要処理残件数(24年度においては12月時点)を示している。

厚生年金事案の誤り要因について

- 新しい厚生年金の記録(※1)に関する申立事案は、事業所からの届出の漏れや誤りなどが主な原因となっている。

(誤り等の主な事例)

○ 賞与支払届の届出漏れ・賞与額の届出誤り

- ① 事業主が「賞与」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た賞与額が誤っている(賞与支給額ではなく諸控除後の額を届け出ている、賞与の一部を算入していないなど)
- ② 賞与額の記載ミスがある(金額を一桁間違えているなど)、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い賞与額を届け出ているなど

○ 算定基礎届・月額変更届における報酬額の届出漏れ・届出誤り

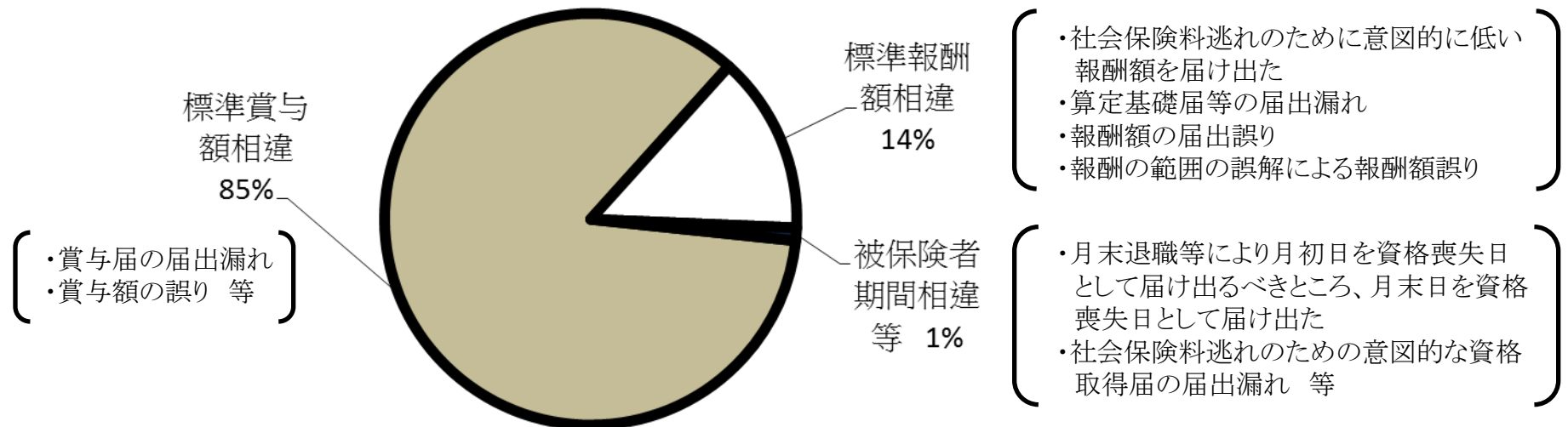
- ① 一部の被保険者についての報酬額の届出漏れのミスがある
- ② 事業主が「報酬」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た報酬額が誤っている(基本給部分だけを算入している等)
- ③ 報酬額の記載ミスがある、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い報酬額を届け出ている など

○ 資格取得届の届出漏れ・届出誤り

- ① 事業所において「試用期間」を設定し、試用期間中は厚生年金に加入させないという法律に反する取扱いをしている
- ② 入社後2か月で退職した者について資格取得届を提出していない
- ③ 事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に資格取得届を提出しない
- ④ 転勤事例で、新職場の資格取得届を提出する際、旧職場の資格喪失届の日付と月をまたいで異なった日付としている など

※1 年金記録確認第三者委員会が設置された平成19年6月22日以降の期間に係る厚生年金の年金記録をいう。

《新しい厚生年金の年金記録に関する申立てのうち記録訂正をあっせんされた事案の申立類型別の内容》(※2)



※2 出典 : 「年金記録確認第三者委員会報告書(平成23年6月)」より算出 (平成23年5月31日時点において、処理済みとされた数値を活用)

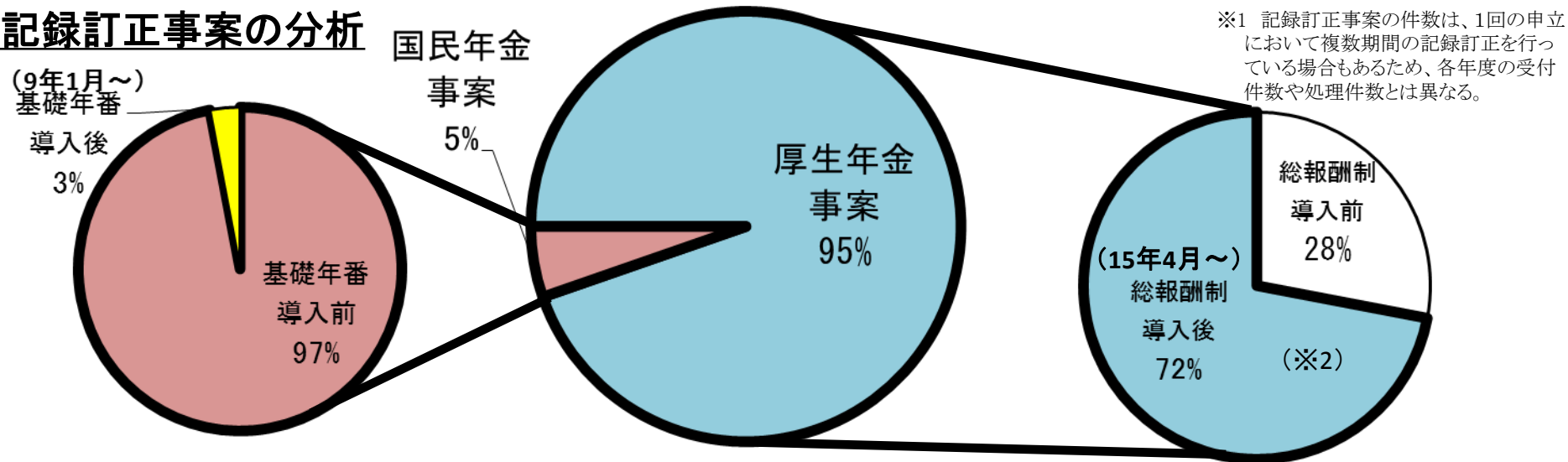
最近の記録訂正事案の状況

➤ 直近12ヶ月(平成24年1～12月)における記録訂正事案(※1)の多くは、厚生年金事案が中心となっている。

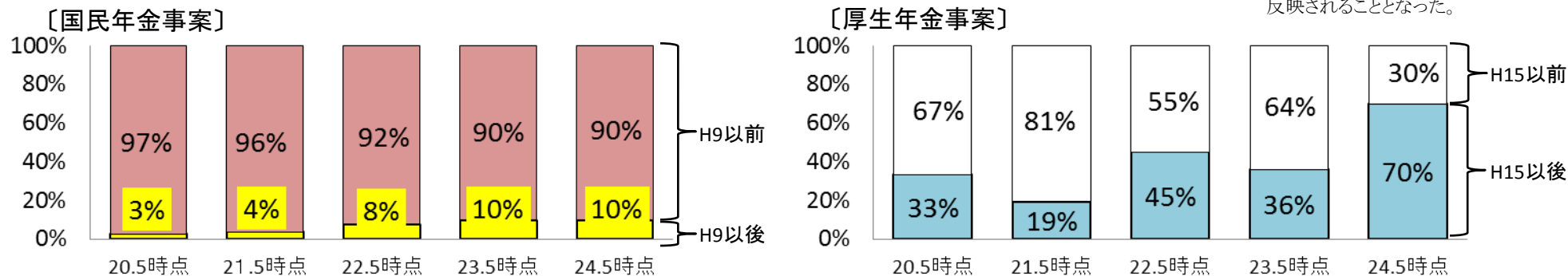
→ 国民年金事案は、基礎年金番号導入(平成9年1月)以前のものが大半となっている。

→ 厚生年金事案は、総報酬制導入(平成15年4月)以後(※2)のものが全体の約7割となっている。

1. 記録訂正事案の分析



2. 各年5月時点における記録訂正事案の割合推移



(注) 総務省第三者委員会のあっせん事案分については、厚生労働省へのあっせん一覧(あっせん日)(上記2は、第三者委員会転送受付日)に基づき作業(平成24年12月末)。年金事務所段階における記録回復事案分については、事跡管理システム登録してあるデータ(入力日)に基づき作業(平成21年10月～平成24年12月末)。

総務省年金記録確認第三者委員会の委員構成

第三者による民間有識者	(参考)北海道地方第三者委員会(計25名)
社会保険労務士	7名
弁護士	5名
税理士	4名
行政相談委員	4名
行政書士	4名
元自治体職員	1名
他	0名

各不服申立て制度の流れ

【社会保険審査制度】

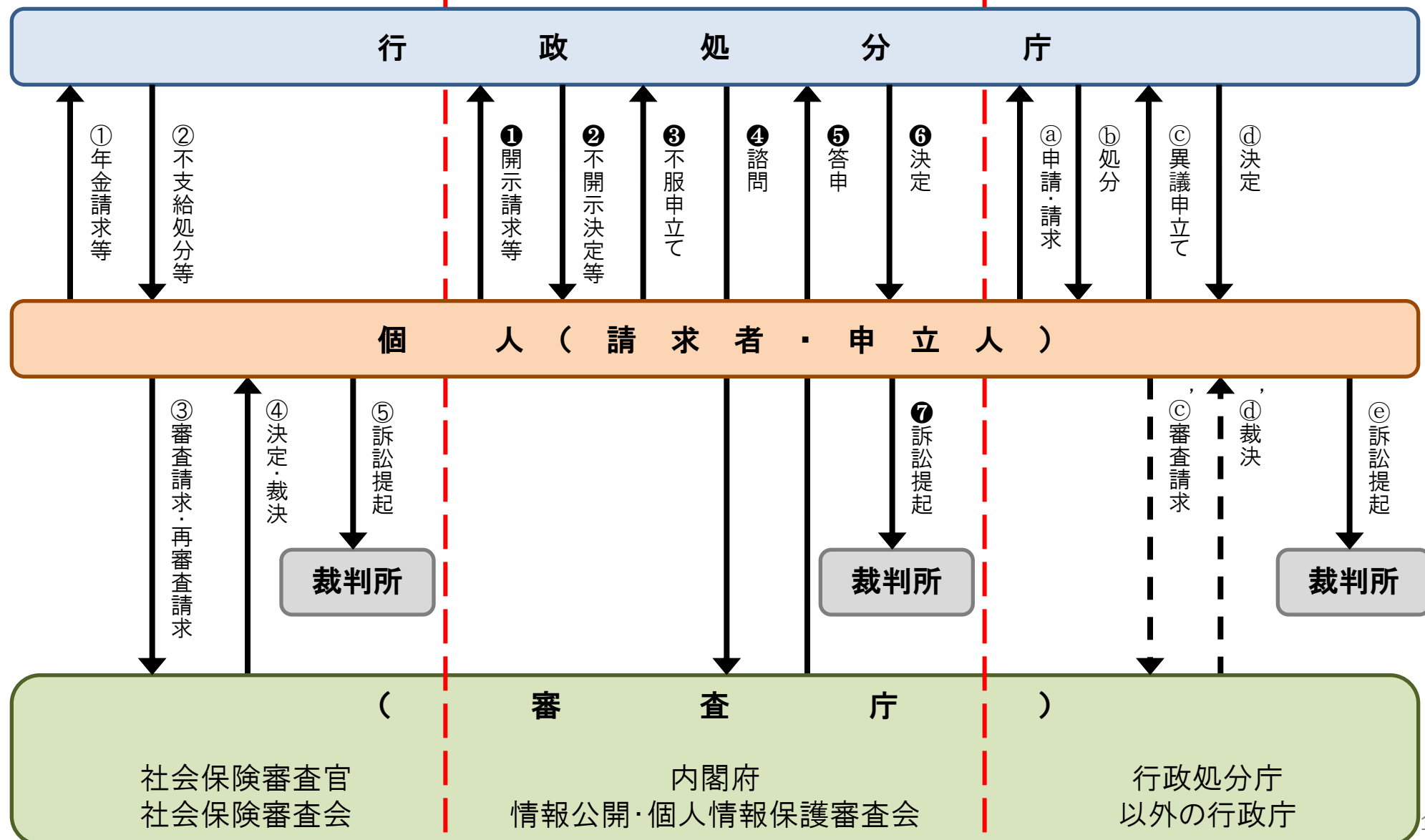
特徴：大量事案、専門性、法令に照らして
処分の適否を審査

【行政機関個人情報保護制度】

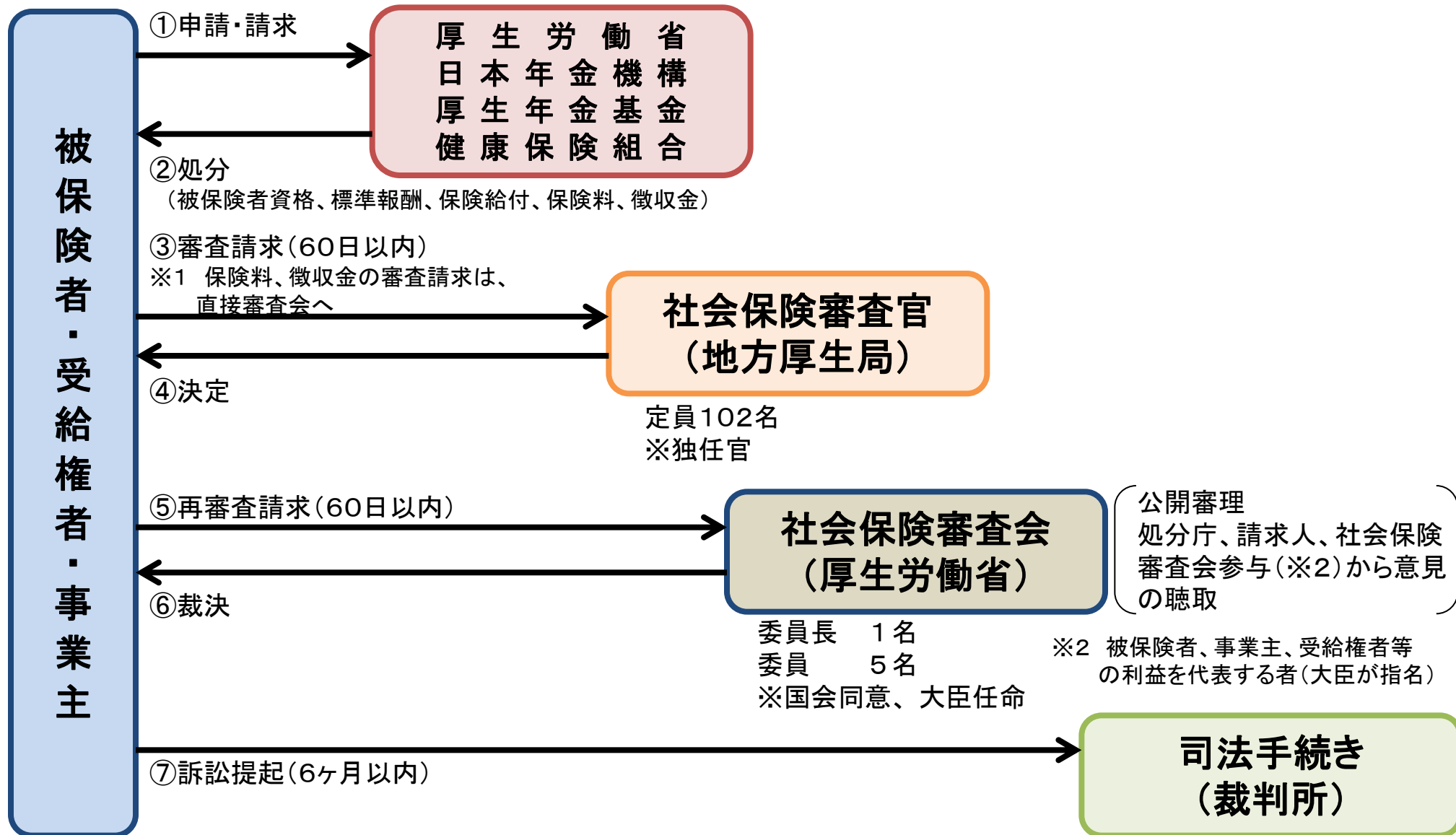
特徴：少数事案、第三者性、法令に照らして
処分の適否を審査

【行政不服審査制度】

特徴：少数事案、異議申立ては行政処分
庁による確認



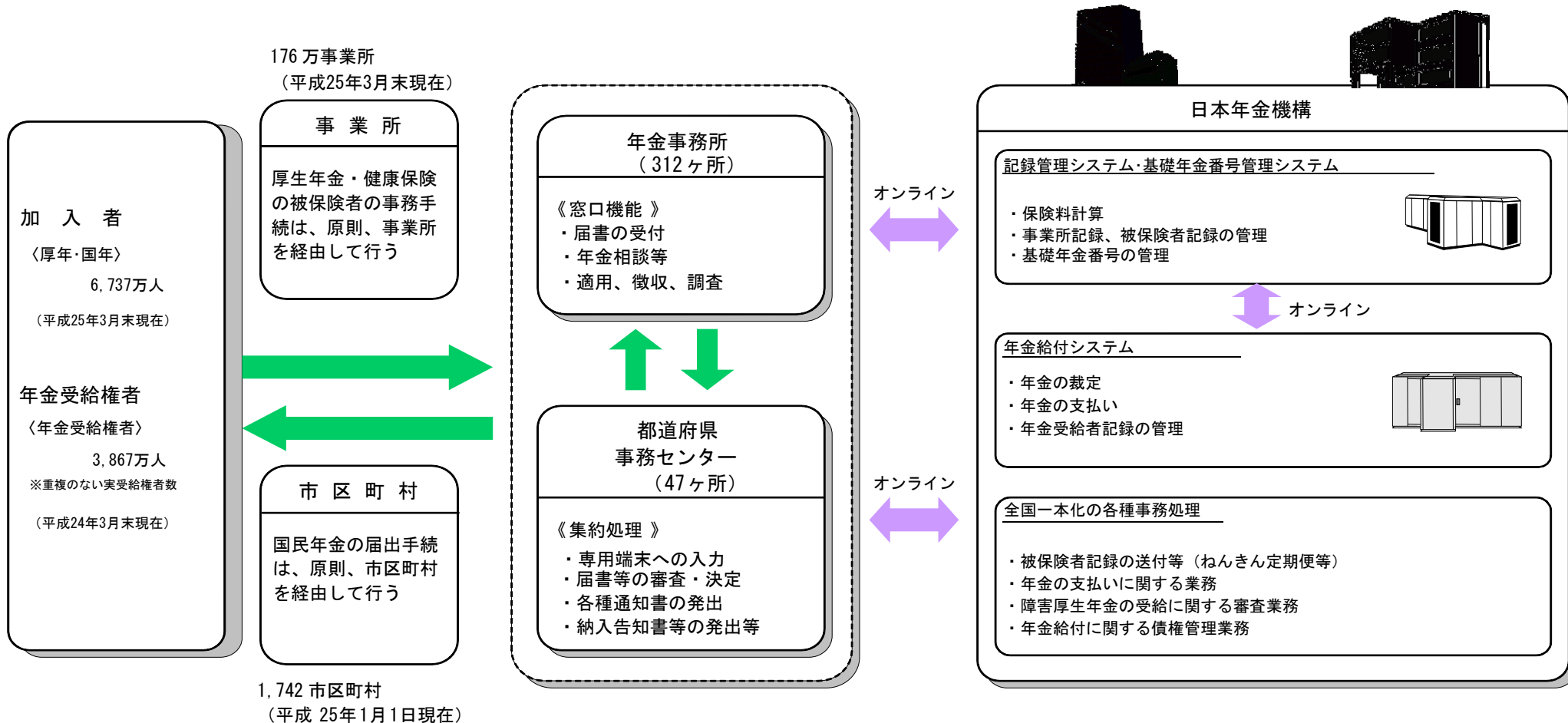
社会保険審査制度の概要



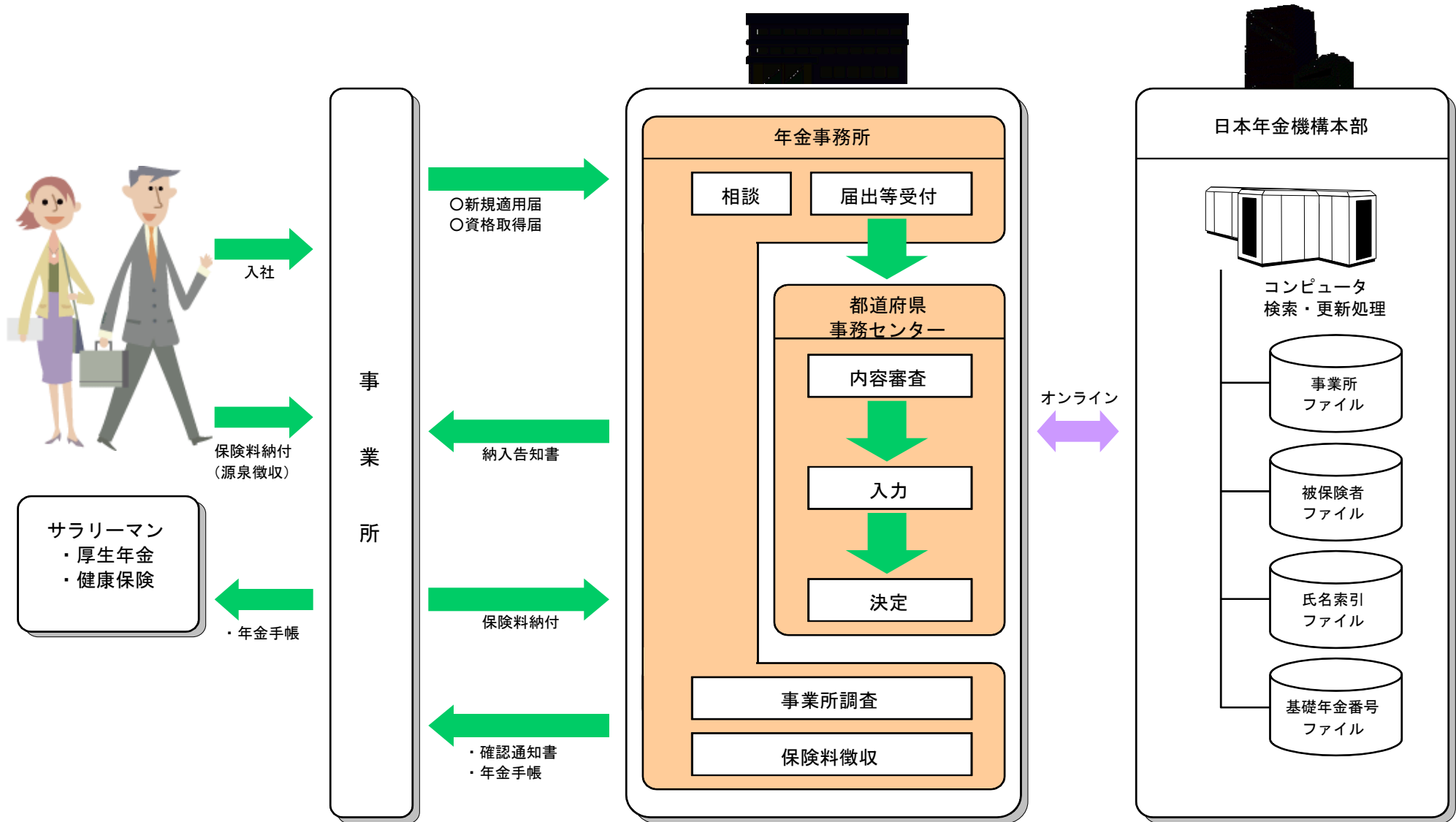
社会保険業務の運用（事務処理の流れ）

社会保険業務の実施体制の概要

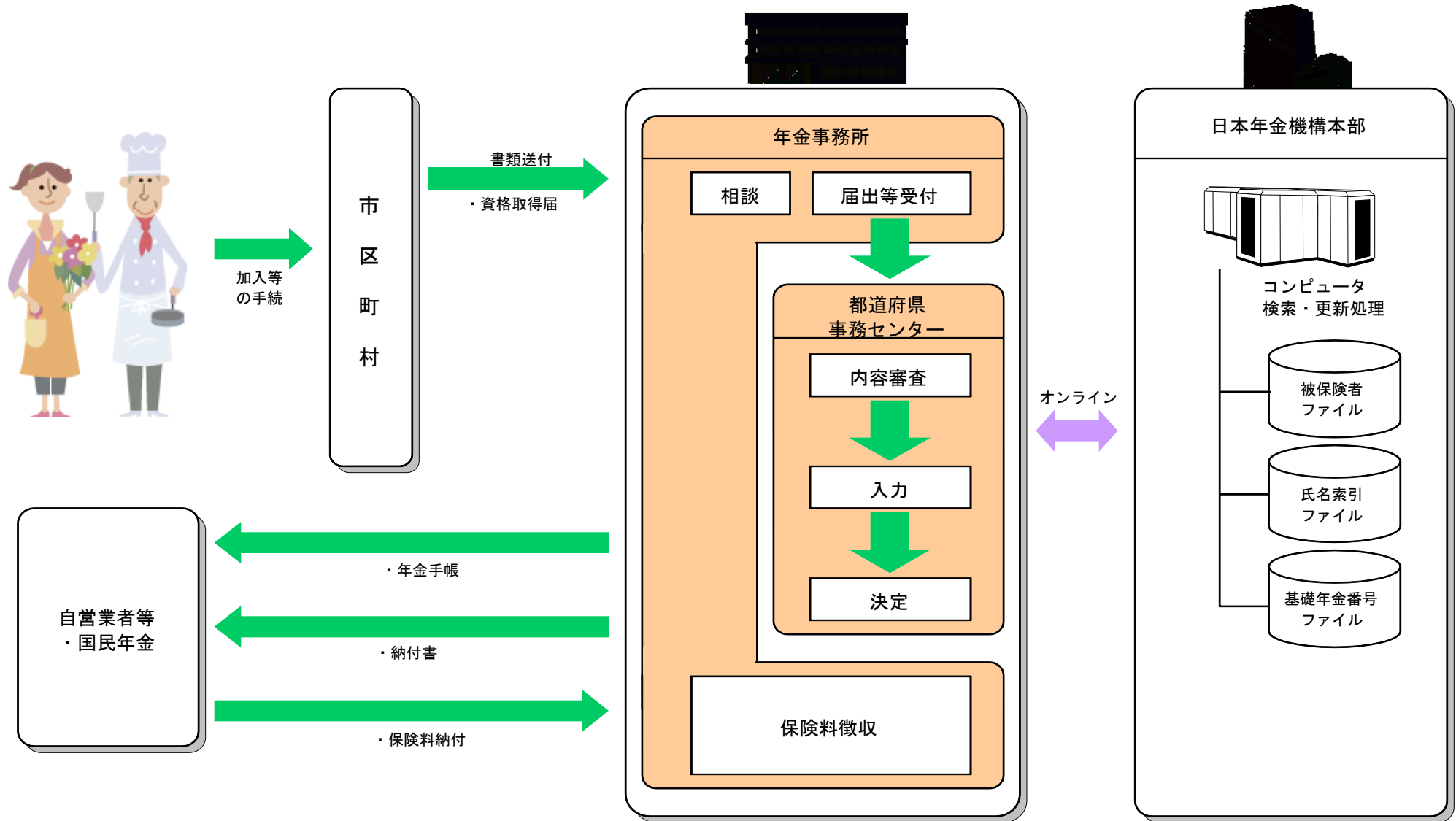
年金事務所及び都道府県事務センターと日本年金機構本部をオンラインシステムで結び、それぞれの拠点は、その役割に応じた事務処理（一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理）を実施



厚生年金保険・健康保険の適用・徴収業務の流れ



国民年金の適用・徴収業務の流れ



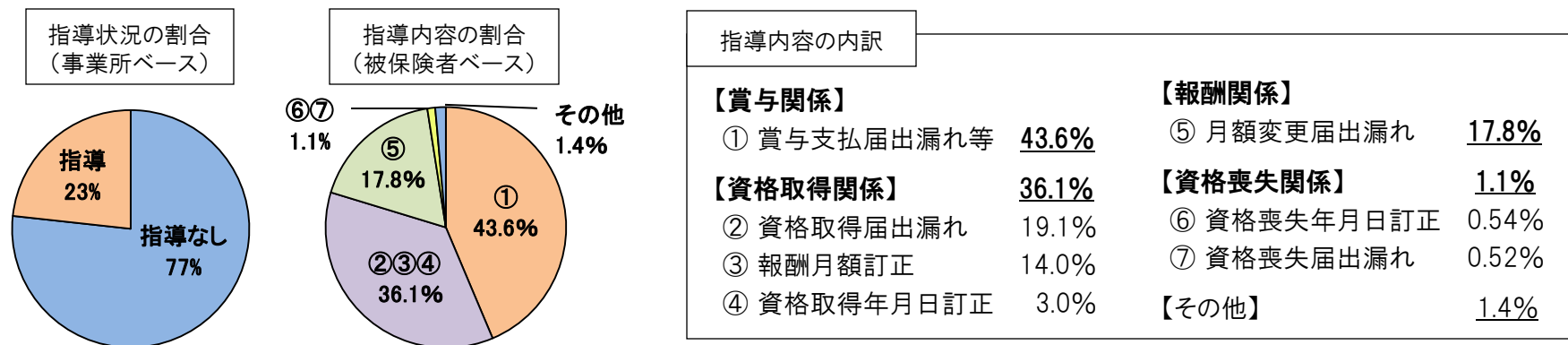
適用事業所からの届出漏れ・届出誤りの実態等について

1. 届出漏れ・届出誤りの実態の把握

適用事業所から提出された届書の不備等については、適用事業所調査により把握している。調査結果は紙ベースで管理されており、その指摘件数を年金事務所から報告する仕組みはあるが、その指摘内容を継続的かつシステム的に集約する仕組みは構築されていない。

なお、平成23年12月に届出漏れ・届出誤りの防止の観点から、全適用事業所宛てに事業所調査において見受けられた事例の注意喚起のお知らせを実施。その際にサンプル抽出した事業所調査における指導状況は以下のとおり。

【平成22年度事業所調査結果について、31年金事務所の調査事業所6,033件を集計】



2. 届出漏れ・届出誤りに対する主な取組み（別紙1～3は参考資料1を参照）

(1) 周知・広報による周知等

- ① 平成23年12月に実施した届出漏れ・届出誤りの注意喚起のお知らせについては、事業所調査において見受けられた代表事例をイベント別に分類したチラシ（別紙1）を事業主宛てに送付する保険料納入告知書（以下「納入告知書」という。）に同封して周知した。併せて同チラシを日本年金機構ホームページに掲載した。
- ② 毎月送付する納入告知書に同封する「日本年金機構からのお知らせ」の表面（全国版）には、各種届書の提出時期を考慮した注意喚起等を掲載（別紙2）、また、裏面（地方版）には、必要に応じて各年金事務所等において見受けられた届出漏れ・届出誤り等を踏まえた注意喚起等を掲載（別紙3）している。また、同お知らせは、バックナンバーとして日本年金機構ホームページに掲載している。

(2) 事業所向け説明会による周知等

- 平成25年度においては、現場からの要望を踏まえ算定基礎届の注意点や記載方法をまとめた「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」（別冊）を作成し、これから開催予定の算定基礎届事務説明会において活用することとしている。

(3) その他

- 事業所調査による指導、電子（媒体）申請等の推進、一括適用制度・本社管理制度の促進を行っている。

適用事業所に対する事業所調査について

総合調査は、事業所規模・業態及びコンプライアンス等を総合的に勘案して対象事業所を選定し重点調査として実施、定時決定時調査は、総合調査の以外の事業所を対象に算定基礎届等が適正に行われているかポイントを絞って調査を実施している。

1. 総合調査

主に以下に関する事項の適否等について、個別訪問や年金事務所に来訪を求め、労働者名簿、出勤簿、就業規則、賃金台帳、源泉所得税領収証書、会計帳簿、扶養控除申告書等を照合して総合的に事実確認を行う。

① 被保険者の資格取得

⇒ 届出漏れはないか(短時間就労者、外国人労働者、派遣労働者等に留意)。 資格取得年月日は適正か。偽装的雇用はないか。等

② 被保険者の標準報酬

⇒ 報酬は適正か。報酬に算定漏れはないか。 極端な報酬月額の変動がないか。賞与の届出は適正か。 等

③ 事業所の状況 ⇒ 報酬の支払状況(支払日、昇給月等)の確認等

④ 被保険者の資格喪失 ⇒ 届出漏れはないか。資格喪失年月日は適正か。被保険者証の回収不能の処置は適切か。 等

⑤ 被扶養者の認定 ⑥ 保険給付(傷病手当金等)の請求、療養の給付 ⑦ 保険料

2. 定時決定時調査

以下に関する事項の適否等について、算定基礎届の提出(毎年7月)の際に調査会場に来訪を求め、出勤簿、就業規則、賃金台帳、源泉所得税領収証書等を提示させ、算定基礎届総括表及び算定基礎届等の記載内容と照合して事実確認を行う。

① 被保険者の資格取得

⇒ 届出漏れはないか(短時間就労者、外国人労働者、派遣労働者等に留意)。 等

② 被保険者の標準報酬

⇒ 報酬は適正か。報酬に算定漏れはないか。 極端な報酬月額の変動がないか。 賞与の届出は適正か。 等

③ 事業所の状況 ⇒ 報酬の支払状況(支払日、昇給月等)の確認等

3. その他

- ・ 事故調査 : 被保険者や第三者及び関係機関等からの情報提供により事故が予測される事業所に対する調査 等
- ・ 特別調査 : 会計検査院の指摘に基づく調査、遡及訂正処理に係る事実確認のための調査 等

年金個人情報情報の厳格な保護・再発の防止のための具体的施策

具体的 施策	事業主向け (届出誤り・もれ等の防止)	被保険者向け (届出誤り・もれ等の防止)	市町村等向け (入力誤りの防止)
広報・チラシなどを活用したご本人・事業主の意識啓発(迅速な届出等)	➤ 事業主に対して、毎月送付している「日本年金機構からのお知らせ」の紙面を用いた意識啓発 【お知らせの主な内容】 ・ 採用・退職・異動時の届出もれの注意喚起 ・ 算定届や賞与届等の計算誤りに関する注意喚起 ・ 電子(媒体)申請の利用勧奨(H23.9～H24.10) など ➤ 機構HPを活用した、事業主が行う届出等に関する情報提供 → 被保険者への標準報酬月額等の通知義務や一括適用・電子媒体申請などの具体的手続き方法を広報	➤ 「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」を通じた早期の記録確認を実施 ➤ 国民年金の資格取得届出等が未届である者に対して、毎月届出勧奨を実施 ➤ 機構HPを活用した、国民年金被保険者が行う届出に関する情報提供 → 就職したときや結婚したときなどに行う、具体的な手続き方法を広報	—
届出誤りがあった事業主への指導	➤ 事業主の届出「もれ」や「誤り」防止に関する周知(H23年11・12月文書送付) 【文書による周知】 ・ 届出の誤り・もれ等の防止の効果が見込める、電子媒体の届出や一括適用制度の利用促進に関する周知 ・ 採用・退職時など届出契機毎の誤り易い事例をお知らせすることにより、届出の誤り・もれ等を防止 ➤ 事業所調査による全ての適用事業所への指導(4年間をかけて全事業所で調査を実施) → 賃金台帳等を参照して届出の誤り・もれ等の指導を実施	— ○ 事業所調査結果(437,325事業所) → 指導により新たに適用された被保険者数 15,636 人(H23‘実績)	—
市町村との連携、関係団体の協力	—	➤ 市町村HPを通じた、国民年金被保険者の届出に関する情報提供 → 20歳になったときや第3号被保険者でなくなったときなどに行う、具体的な手続き方法を広報 ➤ 機構と共済組合等との間で被保険者情報の交換による国民年金の届出勧奨を実施 → 共済組合等が保有する被保険者情報(資格の取得・喪失)を参考に、機構が国民年金被保険者に種別変更届出等を勧奨	➤ 市町村での国民年金の届出の電子化(H25年4月) → 届出の電子化による入力誤りの防止 ➤ 市町村での国民年金の届出のオンライン化(H25‘予算要求) → 市町村端末を活用して、オンラインを通じた届出を可能とすることにより、個人情報管理のセキュリティレベルを向上

「ねんきんネット」のポイント

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
 - ・ 未統合記録5,000万件

サービス向上

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」等の電子版を確認可能

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

クリックすると
詳細を表示します。

※ 「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

【参考】

ユーザーID 発行件数の推移	23. 3 時点	24. 3 時点	25. 3 時点
	47,546	785,153	1,658,558

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金

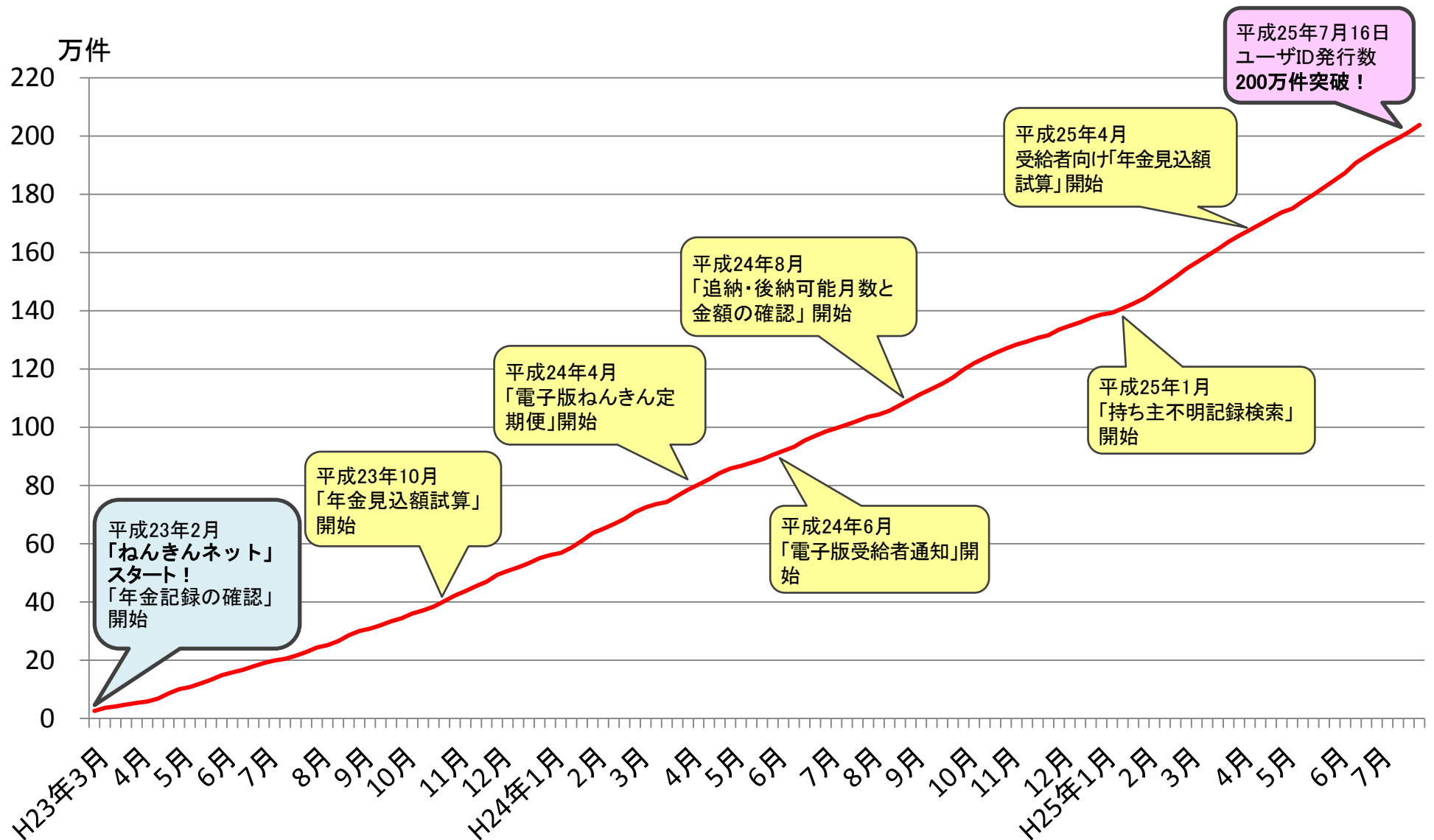
対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	xxx,xxx円
標準賞与額	---

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」について

	ねんきん定期便	ねんきんネット
開始時期	平成21年4月～	平成23年2月～
概要	年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を向上させるため、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。	被保険者・受給者の方が、いつでも、どこでも、最新の年金記録を確認できるよう、保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。
手段	郵送	インターネット(パソコン)
頻度	毎年1回(被保険者の誕生月)	24時間(いつでも閲覧可)
対象者	被保険者(受給中の被保険者を含む)	被保険者(受給中の被保険者を含む)・受給者
内容	① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 毎月の保険料の納付額(国民年金は納付状況) ⑤ 保険料の納付額(総額) ⑥ 年金見込額(受給中の被保険者を除く)	【被保険者】 ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 【受給者】 ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～)
予算	約75億円(24年度)	約22億円(24年度)
実績	24年度:6,578万件 22年度:6,610万件 23年度:6,525万件 21年度:6,673万件	ID発行件数:約166万件(25年3月末現在)
備考	・ 節目の年齢(35歳、45歳、59歳)の方への定期便は、全期間の情報を封書で送付し、その他の年齢の方への定期便は、直近の1年間の情報をハガキで送付。 ・ 平成25年度は、59歳の方には直近の1年間の情報をハガキで送付。	・ インターネットが利用できない方のために、コールセンターや市区町村(612)、郵便局(203局)で年金記録の提供サービスを実施(25年4月現在)。 ・ 電子版の「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの受給者通知の確認が可能。 ・ 持ち主不明記録検索にも対応。

「ねんきんネット」ユーザID発行数の推移

H25.9.21現在: 約227万件



日本年金機構法における年金個人情報規定について① (一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

1. 個人情報の範囲

⇒ 死亡した者の情報も生存者と同様に扱う

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
第2条 (略) 2 この法律において「<u>個人情報</u>」とは、<u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(～略～)をいう。</u> 第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。	1 厚生労働省及び機構は、<u>年金個人情報(厚生年金保険法第28条に規定する原簿及び国民年金法第14条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報)をいう。</u>以下この条において同じ。)を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2. 利用目的外の利用・提供の制限

⇒ 法律に基づき利用・提供しなければならない場合に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
第8条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報</u>を自ら利用し、又は提供してはならない。	4 厚生労働大臣(～略～)及び機構は、<u>法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報</u>を自ら利用し、又は提供してはならない。

日本年金機構法における年金個人情報規定について②

(一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

3. 目的外での利用・提供が可能な範囲の限定

⇒ 判断の余地が生じないよう、より具体的に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
第8条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは</u>、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関が<u>法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度</u>で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、<u>法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度</u>で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、<u>その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき</u>。	5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、<u>次の各号のいずれかに該当するときに限り</u>、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(～略～)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 厚生労働大臣及び機構が<u>次に掲げる事務の遂行に必要な限度</u>で年金個人情報を内部で利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。 イ～ニ… ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務等を規定。 三 <u>次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度</u>で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。 イ～ト… ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの等を規定。 四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(参考)年金個人情報目的外の利用・提供を求める規定例

老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

(調査の嘱託及び報告の請求)

第三十六条 市町村は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

※施行日:平成25年6月21日

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 (略)

2 ～ 3 (略)

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第百九号)

(調査の嘱託)

第百八十六条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。